

平成 29 年 12 月吉日

関係者 御侍史

かがわ糖尿病療養指導士制度へのご協力のお願い

香川県糖尿病対策推進会議では10月12日からかがわ糖尿病療養指導士という制度を立ち上げることとなりました。この制度は糖尿病患者の健康と福祉の向上および地域における糖尿病発症予防のため、糖尿病療養指導についての豊かな知識と経験を持ち、我が国の医療法の下で療養指導チームの一員として質の保証された療養指導を行うことのできるスタッフの育成を目的としています。

今年の3月の香川県糖尿病対策推進会議で提案され、各医療職の代表の方と話し合いを重ねてきました。制度要綱に関しては、他県で行われている制度を参考し、別紙のような制度としました。事務局は、香川大学医学部附属病院内分泌代謝内科医局に置き、本制度の運営を行っています。

今後は医師会が主催されます講演会で、糖尿病療養指導に関するものも認定単位の取れる講演に指定していきたいとおもっています。

早速ではございますが、かがわ糖尿病療養指導士制度委員会主催の第一回研修会を別紙のように実施させていただきます。多くのかたのご参加をお待ちしています。

かがわ糖尿病療養指導士の制度の詳細は下記に記載しています。ご質問のある方は、下記までご連絡いただけましたらご説明させていただきます。

かがわ糖尿病療養指導士認定機構制度委員会
委員長 村尾 孝児

事務局連絡先

住所：〒761-0793 香川県木田郡三木町池戸 1750-1
香川大学医学部附属病院内分泌代謝内科 事務局
電話/FAX 番号：087-891-2230

かがわ糖尿病療養指導士 (CDE-kagawa) 制度要綱

第1章 総則

第1条

この制度は糖尿病患者の健康と福祉の向上および地域における糖尿病発症予防のため、糖尿病療養指導についての豊かな知識と経験を持ち、我が国の医療法の下で療養指導チームの一員として質の保証された療養指導を行うことのできるスタッフの育成を目的とする。

第2条

前条の目的を達成するため、かがわ糖尿病療養指導士認定制度を設定し、かがわ糖尿病療養指導士を認定する。

第3条

本制度の維持と運営のために、かがわ糖尿病療養指導士認定機構を設置する。かがわ糖尿病療養指導士認定機構は香川県糖尿病対策推進会議の下部組織である。

第2章 かがわ糖尿病療養指導士認定機構

第4条

かがわ糖尿病療養指導士認定機構の構成及び運営は、次のように定める。

- 制度委員会は、香川県糖尿病対策推進会議内の委員会とする。委員長は香川県糖尿病対策推進会議で決定する。
- 研修委員会は制度委員会より推薦された若干名をもって構成し、互選によって委員長を選出する。
- 認定委員会は制度委員会より推薦された若干名をもって構成、互選により委員長を選出する。

第5条

各委員の任期は2年とし、再選を妨げない。各委員会の欠員が生じた場合は、制度委員会は当該委員の補充を行う。その場合、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第3章 かがわ糖尿病療養指導士の認定申請者の資格

第6条

かがわ糖尿病療養指導士の認定を申請するものは、次の各項の条件をすべて満足することを要する

- 薬剤師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、歯科衛生士など医療に関わる経験が2年以上の者
- 糖尿病教育としての経験が1年以上の者
- 日本糖尿病協会会員であるもの（新規加入者も可）
- 糖尿病関連講演会等の取得単位が10単位以上の者。ただしあがわ糖尿病療養指導士研修委員会主催の研修会に参加している必要がある。（他の所得単位となる講演会等については、細則に定める。）

日本糖尿病療養指導士の資格を持っているものは、申請時と更新時の取得単位を免除する。その資格を喪失した場合は、更新規定は他の会員と同様とする。みとよ糖尿病療養指導士の人は自動的にかがわ糖尿病療養指導士に移行する。

第4章 かがわ糖尿病療養指導士の認定

第7条

かがわ糖尿病療養指導士を希望するものは次項に定める申請書類に審査料を添えて、認定委員会に提出するものとする。申請書類の締め切りは毎年3月末とする。

- かがわ糖尿病療養指導士認定申請書 1) 2)
- 履歴書
- 施設長の推薦状（在宅栄養士等施設に所属していないものは不要）
- 取得単位申請書

第 8 条

認定委員会は申請書類によって認定資格についての審査を行い、要件を満たすものを認定し、認定証を交付する。

第 9 条

認定は 5 年毎に更新する。更新規定は別に定める。

第 5 章 資格の喪失

第 10 条

認定委員会は、かがわ糖尿病療養指導士としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、かがわ糖尿病療養指導士の資格を認定制度委員会の議を経て取り消すことができる。

第 6 章 本制度の運営

第 11 条

制度委員会、研修委員会、認定委員会の各委員長は各委員会を招集する。但し委員数の 3 分の 1 以上から会議の目的とする事項を示し請求があったときは、各委員長は直ちに当該委員会を招集しなければならない。

第 12 条

各委員会は委員数の過半数が出席していなければ、会議を開き議決することができない。

第 13 条

各委員会は特定の事項を検討するために隨時小委員会を設置することができる。小委員会の委員は認定委員会の委員であることを要しない。

第 7 章 規則の改廃

第 14 条

この規則の改廃は制度委員会の議決を経なければならない。

第 8 章 補則

第 15 条

この規則は 2017 年 10 月 12 日から施行する。

第 16 条

この規則施行についての細則は、別に定める。

かがわ地域糖尿病療養指導士（CDE-kagawa）認定制度規則施行細則

第1条 認定委員会の事務は香川大学医学部附属病院内分泌代謝内科において行う

第2条 認定審査料、認定料は合計 2000 円とする。

第3条 本細則の変更は、制度委員会の議決による。

第4条 細則の実施に関して生ずる疑義については、制度委員会の議を経て決するものとする。

第5条

かがわ糖尿病療養指導士制度申請に関わる認定講習単位となるものは以下の如くである。下記の単位は 1 学会期間中同一である。

日本糖尿病学会学術集会 - 2 単位

日本糖尿病学会地方会 - 2 単位

日本糖尿病看護教育学会 - 2 単位

日本病態栄養学会 - 2 単位

糖尿病学の進歩 - 2 単位

糖尿病学会の分科会 - 1 単位

医師会の講演会で糖尿病療養がテーマの会 - 1 単位 (年 3-4 回ぐらい)

※かがわ糖尿病療養指導士制度委員会主催の研修会 6 時間 - 5 単位 (年 1 回ぐらい)

かがわ糖尿病療養指導士制度委員会主催の講演会 1.5 時間 - 1 単位 (年 3-4 回ぐらい)

香川県内科医会糖尿病部会オープンセミナー 1.5 時間 - 1 単位 (年 3-4 回ぐらい)

日本糖尿病療養指導士認定の講演会 - (日本糖尿病指導士の認定単位の倍の単位となる)

学会、講演会における発表者は 3 単位を加算する

取得単位については出席証明書か領収書を提出する

※は必須単位で、2 回の受講 (10 単位) まで加算を認める。

上記以外の研修会講演会について認定単位を希望する場合は所定の書類を事務局に申請すること。代表は各委員会の委員長と協議の上、認定単位を決定する。

附則 1

認定研修会のための条件

1. 会の企画または責任者が CDEJ、もしくは糖尿病専門医、かがわ糖尿病療養指導士認定機構制度委員会のメンバーであること。（それ以外でも事務局までご相談ください）
2. 1 ヶ月前に事務局に研修のプログラムの届出が済んでいること。
3. CDE の研修としての内容があること。
4. 公開されている研修会が望ましい。

附則 2

更新に際しては#印の研修 10 単位以上を含む 20 単位以上(※を含む)が 5 年間で必要である。

更新の際には 5 年間で 2 回以上の医療ボランティアとして香川大学や香川県糖尿病協会の啓蒙活動やウォーキングイベントに参加する。